大阪災害派遣精神医療チーム（大阪 DPAT）設置運営要綱

（目的）

第１条　この要綱は、自然災害や犯罪事件及び航空機・列車事故等の集団災害（以下「災害等」という。）における精神科医療及び精神保健活動の支援の充実強化を図ることを目的として、大阪府地域防災計画に定める災害派遣精神医療チームである「大阪災害派遣精神医療チーム（以下「大阪 DPAT」という。）」の設置及び運営等に関し必要な事項を定める。

（定義）

第２条　大阪 DPAT とは、災害等が発生した際に、被災地域等における精神科医療及び精神保健活動の支援を行うため、大阪府によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームをいう。

２　大阪 DPAT を構成する隊のうち、厚生労働省委託事業 DPAT 事務局（以下「DPAT 事務局」という）が行う日本 DPAT 研修の修了者によって組織され、発災から概ね 48 時間以内に、被災した都道府県等で活動できる隊であって、大阪府が厚生労働省に登録したものを日本 DPAT とする。

（構成）

第３条　大阪 DPAT は、精神科医師、看護師、業務調整員を含め、１隊３名から４名程度で構成するものとし、原則、大阪 DPAT の活動に必要な知識・技能を有する者とする。また、必要に応じて、児童精神科医、薬剤師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等を含めて構成することができることとする。

２　日本 DPAT を構成する医師は、精神保健指定医でなければならない。また、日本 DPAT 以外の隊を構成する医師は、精神保健指定医であることが望ましい。

（隊員登録）

第４条　大阪府は、大阪 DPAT として活動する意思を有し、所属長から推薦を受けた者を対象に、大阪 DPAT 養成研修を実施する。

２　大阪府は、大阪 DPAT 養成研修を修了した者を大阪 DPAT 隊員登録者名簿（様式第１号）に登録し、大阪 DPAT 隊員登録証（様式第２号）を交付する。

３　その他、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領」に規定されている研修を修了した者についても、大阪 DPAT 隊員登録申請書（様式第３号）により申請することで、大阪 DPAT として隊員登録できることとする。この場合、前項により名簿登録及び登録証交付を行う。

４　第２項及び第３項により登録された者（以下、「大阪 DPAT 隊員」という。）は、登録証の記載事項について変更するとき又は登録を辞退するときは、速やかに、所属長を経

て大阪 DPAT 隊員登録証記載事項変更等申出書（様式第４号）を大阪府に届け出る。

（協力医療機関）

第５条　大阪府は、大阪 DPAT の派遣にあたり、大阪 DPAT 隊員の派遣が可能な医療機関から、協力の申出を受けて、大阪 DPAT 協力医療機関として登録する。

２　前項の申出にあたっては、大阪 DPAT 協力医療機関申出書（様式第５号）により、大阪 DPAT として活動できる大阪 DPAT 活動職員名簿（様式第６号）を添付するものとする。

３　協力医療機関の長は、登録内容について変更するとき又は登録を辞退するときは、速やかに、大阪 DPAT 協力医療機関登録内容変更等申出書（様式第７号）により届け出ることとする。

（派遣基準）

第６条　大阪 DPAT の派遣基準は、以下のとおりとする。

（１）大阪府災害対策本部が設置され、被災地域において精神科医療・精神保健活動への需要が増大する等、大阪府がその活動を要すると判断した場合。

（２）災害対策基本法に基づく被災都道府県知事又は所掌大臣からの派遣要請があった場合。

（３）その他、大阪府がその活動を要すると判断した場合。

（派遣要請）

第７条　大阪府は、大阪 DPAT を派遣する必要があると判断したときは、大阪 DPAT 派遣要請書（様式第８号）により、協力医療機関及び大阪 DPAT 隊員又はそれと同等の学識・技能を有する者の所属する機関の長（以下「協力医療機関等の長」という。）に対して派遣を要請する。

２　協力医療機関等の長は、前項の要請を受けたときは、派遣の可否について、速やかに大阪 DPAT 派遣回答書（様式第９号）により大阪府に報告する。

３　前２項の定めにかかわらず、緊急時等で指定様式による派遣要請及び派遣回答することができなかった場合は、事後、速やかに規定する手続きを行うこととし、派遣を優先させるものとする。

（DPAT 統括者）

第８条　大阪府は、次の要件をいずれも満たす者から適当と認める者を大阪 DPAT 統括者に任命し、厚生労働省に登録する。

（１）災害精神医療、精神科救急体制に関わる精神科医師、地域精神保健医療に関わる精神科医師。

（２）日本 DPAT 隊員であり、DPAT 事務局が行う「DPAT 統括者・事務担当者研修」を

受講済みの者。

（３）夜間休日の緊急連絡体制を確保できる者

２　大阪 DPAT 統括者は、第９条に定める災害等発生時の精神保健医療活動の中心的な役割を担うものとする。

（府内発災時における DPAT 調整本部、DPAT 活動拠点本部の設置と廃止）

第９条　大阪府健康医療部保健医療室地域保健課長（以下、「地域保健課長」という。）は、大阪府災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）が設置され、被災地域において精神科医療・精神保健活動の需要が増大した場合に、DPAT 調整本部を設置し、DPAT 調整本部長を指名する。

２　前項により設置された DPAT 調整本部の廃止は、精神保健医療機関の機能が回復し、かつ DPAT 活動の引継ぎと、その後のニーズに対応できる体制が整った時点を目安とし、地域保健課長が決定する。

３　第１項により設置された DPAT 調整本部は、府内で活動する大阪 DPAT、日本 DPAT 及び他の都道府県から派遣された DPAT の指揮・調整とロジスティックス、災害対策本部・保健医療調整本部・DMAT 調整本部等との連絡及び調整、大阪府災害医療コーディネーターとの連携、府内の精神保健医療に関する被災情報の収集（精神科医療機関の被災状況等）、厚生労働省及び DPAT 事務局との情報共有等の統括業務を行う。

４　第１項により指名された DPAT 調整本部長は、必要に応じて、医療機関、保健所、公共施設等への DPAT 活動拠点本部の設置を決定することができる。

５　前項により設置された DPAT 活動拠点本部は、当該本部に参集した大阪 DPAT、日本 DPAT 及び他の都道府県から派遣された DPAT の指揮・調整、管内の地域の精神保健医療に関する情報収集、DPAT 調整本部・DMAT 活動拠点本部・地域災害医療対策会議・保健所等との連絡及び調整等の業務を行う。

（府外発災時における DPAT 調整本部の設置と廃止）

第１０条　大阪府外で大規模災害等が発生し、厚生労働省等から DPAT 派遣の要請があり地域保健課長が被災地への DPAT 派遣を決定した場合、地域保健課長は DPAT 調整本部を設置し、DPAT 調整本部長を指名する。

２　前項により設置された DPAT 調整本部の廃止及び DPAT 派遣の終了は地域保健課長が決定する。

３　第１項により設置された DPAT 調整本部は、DPAT 派遣調整の補助、被災地へ派遣する DPAT のロジスティックス、被災地の DPAT 調整本部等との連絡及び調整、被災地の精神保健医療に関する被災情報の収集（精神科医療機関の被災状況等）、厚生労働省及び DPAT 事務局との情報共有等を行う。

（活動内容）

第１１条　大阪 DPAT は、原則として、被災した都道府県によって設置される DPAT 調整本部及び DPAT 活動拠点本部の調整下で次項に定める活動を行うものとする。なお、第２条第２項に定める日本 DPAT は、主に本部機能の立ち上げやニーズアセスメント、急性期の精神科医療ニーズへの対応等の役割を担うものとする。

２　大阪 DPAT の活動内容は、「大阪 DPAT 活動マニュアル」に定めるとおりとする。

３　大阪 DPAT はその活動に際して収集した個人情報について、その取扱いに留意するとともに、活動の目的外で使用しない。

（装備機材）

第１２条　大阪 DPAT を構成する各隊は、大阪府内又は大阪府外での活動に関わらず、被災地の交通事情やライフラインの被害等、あらゆる状況を想定し、交通・通信手段、宿泊、日常生活面等で自立して活動することを基本とする。

（研修等）

第１３条　大阪府は、大阪 DPAT の資質向上等を図るため、研修及び訓練の実施に努めるものとする。

２　協力医療機関の長は、災害等の発生時に大阪 DPAT を派遣できるよう体制の維持を図るとともに、その資質を維持するべく院内外における研修及び訓練に努めるものとする。

（新興感染症に係る活動）

第１４条　大阪府は、新興感染症に係る患者が増加し、通常の府内の精神保健医療提供体制の機能維持が困難、又はその恐れがあると認められる場合に、登録機関に DPAT の派遣を要請する。

２　大阪府は、新興感染症に係る患者が増加し、府外からの精神保健医療の支援が必要な場合には、他の都道府県又は厚生労働省（DPAT 事務局を含む）に DPAT の派遣を要請する。

３　DPAT は、要請に基づき、感染症の専門家とともに大阪府の患者受け入れを調整する機能を有する組織・部門での精神疾患を有する患者の入院調整や、クラスターが発生した精神医療機関等の感染制御や業務継続の支援等を行う。

（費用及び補償）

第１５条　協力医療機関は、原則、大阪 DPAT を派遣できるよう体制を維持するための費用及び活動に要する経費を負担する。ただし、大阪府の要請に基づき、災害救助法第７条（従事命令）の定めによる救助に関する業務に従事した場合は、災害救助法第１８条（費用の支弁区分）及び同法施行令第５条（実費弁償）の定めるところにより費用を弁償する。

２　大阪府は、大阪 DPAT が活動に際して負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合に対応するため、傷害保険に加入し、必要な補償が行われるようにする。
３　大阪 DPAT の待機に要する費用及び派遣に関する手当は、大阪府からの要請の有無に関わらず、大阪 DPAT を擁する協力医療機関の負担とする。

（その他）
第１６条　その他、この要綱に定めのない事項については、必要に応じて別途定めるものとする。

附　則
この要綱は平成３０年７月１９日から施行する。

附　則
この要綱は令和３年１１月１９日から施行する。

附　則
この要綱は令和５年２月９日から施行する。

附　則
この要綱は令和６年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、令和７年５月２３日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

附　則
この要綱は、令和７年７月３１日から施行する。

附　則
この要綱は、令和８年６月５日から施行する。

附　則
この要綱は、令和８年 11 月５日から施行する。